



～生衛業を守る基本法～

昭和 32 年に制定・施行された生衛法は、平成 29 年に 60 周年を迎えました。法制定当時は、戦後の経済復興で生衛業施設が増えるなか、低価格店等が全国に拡大し、経営基盤が極めて脆弱な営業者は顧客争奪のために過度な競争に陥り、その結果、生衛業経営において衛生水準の保持に困難を来すことが懸念されました。生衛業の先達は、営業者の過度の競争を防止し、経営の安定をもたらすための措置を講じることによって、公衆衛生の向上及び増進を図るという趣旨で、法律の制定を国会に請願し、生衛業界が一丸となって繰り返し行動した結果、制定されたのが生衛法です。

いつの時代にあっても、生衛業は地域密着産業として、日々の国民生活に欠かせない重要な営業であり、公衆衛生の向上を図るため、生衛業の健全な経営を確保することを目的とする生衛法は、まさに生衛業の基本法です。

超高齢社会においては安全・安心な社会環境づくりが求められており、生衛業は、地域に根差した産業として、つながり、顧客基盤、人情、ぬくもり、小回り、笑顔の対面サービス、迅速性等経営面の強みを生かして、お客様に喜んでいただき、地域社会に貢献していくことが期待されています。

～生衛組合も指導センターも生衛法に基づき設立されています～

生衛法は、国民生活に欠かせない生衛業の経営の健全化を通じて、公衆衛生の向上及び増進に資するとともに、消費者・利用者の利益を擁護することを目的として制定され、平成 29 年に 60 周年を迎えました。

～60周年を機に、先人たちの活動の歴史をご紹介します～

①生衛業(理容・美容業等)は、統制料金解除後、過当競争(不正常な低料金)で経営支障事態に。

過当競争が問題の根源である以上、営業内容に対する法的規制でなければ根本的な解決策とはなり得ないと主張した。

厚生省、労働省、公正取引委員会に提訴・陳情するが、解決に到らず、業界に何らかの法的規制要求の声が高まった。



環営法関係業者全国大会会場風景



②昭和30年5月、全国理容連盟・全国美容連盟は日比谷公会堂で1万人を集め「全国総決起大会」。

国会・霞が関へ1万人デモ行進「生活安定のための適正料金をわれらに！」と訴え、国会に「業界安定法」の制定を請願

③「環営法案」(現生衛法)は2度の継続審査を経て3度目の提出では、参議院での審議難航！

昭和32年5月14日、日比谷公会堂で「環営法関係業者全国大会」。写真には「60万業者の決意と団結」「300万人従業者の生活を守れ」「期す！環営法今国会通過」などの懸垂幕がみえる

